

社会保険

いばらき

5

算定基礎届事務講習会を開催します

2012 May
NO.406

- 算定基礎届の提出準備はお早めに
- 被扶養者資格の再確認にご協力を
- 平成24年度年金相談所開設のお知らせ



「つつじ公園」(撮影・笠間市)：日本写真家協会会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

会を開催します



は存じますが万障繰り合わせのうえ、担当者のご出席について
旬に郵送いたします。

各年金事務所の講習会日程は次のとおりです。

事務所名	開催日時	会場	対象事業所
水戸北	6月12日(火) 14:30~16:30	ひたちなか市文化会館 大ホール ひたちなか市青葉町1-1	ひたちなか市・那珂市 東海村
	6月14日(木) 14:00~16:00	茨城県立県民文化センター 小ホール ※ 水戸市千波町697	水戸市 (水戸北年金事務所管轄)
	6月15日(金) 14:00~16:00	常陸太田市民交流センター パルティホール 多目的ホール 常陸太田市中城町3210	常陸太田市
	6月19日(火) 13:30~15:30	大子町文化福祉会館まいん 文化ホール 久慈郡大子町大子722-1	大子町
	6月20日(水) 14:00~16:00	常陸大宮緒川総合センター 大ホール 常陸大宮市上小瀬1259	常陸大宮市
※茨城県立県民文化センターにお車でお越しの場合、駐車場が有料となります。ご了承下さい。			
水戸南	6月13日(水) 10:00~12:00	茨城県立県民文化センター 小ホール ※ 水戸市千波町697	水戸市 (水戸南年金事務所管轄)
	6月13日(水) 13:30~15:30		笠間市・東茨城郡
	6月21日(木) 10:00~12:00	鹿島勤労文化会館 大ホール 鹿島市宮中2007-1	鹿嶋市・神栖市・潮来市
	6月21日(木) 13:30~15:30		
	6月26日(火) 13:30~15:30	行方市文化会館 大ホール 行方市山田2175	行方市・小美玉市・鉾田市
※茨城県立県民文化センターにお車でお越しの場合、駐車場が有料となります。ご了承下さい。			
土 浦	6月8日(金) 10:00~12:00	霞ヶ浦文化体育会館(水郷体育館) 土浦市大岩田1051	土浦市・阿見町
	6月8日(金) 14:00~16:00		つくば市・美浦村
	6月12日(火) 14:00~16:00	石岡市民会館 ホール 石岡市総社1-2-5	石岡市・かすみがうら市
	6月13日(水) 14:00~16:00	龍ヶ崎市文化会館 大ホール 龍ヶ崎市馴馬町2612	龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市 河内町・利根町
	6月14日(木) 14:00~16:00	取手市民会館 大ホール 取手市東1-1-5	取手市・守谷市 つくばみらい市
	※霞ヶ浦文化体育会館はご来場の際、上履きをご持参ください。		

算定基礎届事務講習

今年の算定基礎届事務講習会は、各年金事務所単独での開催となります。
講習会では、算定基礎届の説明の他に、各種業務の内容についても説明を予定しております。ご多忙中とご配慮をお願いいたします。算定基礎届の用紙は、日本年金機構茨城事務センターから各事業所あて6月初

※社会保険労務士に委託されている事業所は、社会保険労務士にお渡しいたします。

事務所名	開催日時	会場	対象事業所
下館	6月12日(火) 10:00~12:00	古河市生涯学習センター 総和とねモドリ館 多目的ホール 古河市前林1953-1	古河市(古い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、た、れ、そ、つ、ね、な、ら、む、う、の、く、や、ま、け、ふ、こ、て、あ)
	6月12日(火) 14:00~16:00		古河市(古さ、き、ゆ、め、み、し、系、ひ、も、せ、す、及び健保組合事業所) 猿島郡
	6月13日(水) 10:00~12:00	県西生涯学習センター 多目的ホール 筑西市野殿1371	筑西市
	6月13日(水) 14:00~16:00		下妻市・桜川市
	6月14日(木) 14:00~16:00	坂東市総合文化ホール ベルフォーレ ホール 坂東市岩井5082	坂東市・常総市
	6月18日(月) 14:00~16:00	結城市民文化センター アクロス 小ホール 結城市中央町2-2	結城市・結城郡
日立	6月13日(水) 13:30~15:30	日立シビックセンター 音楽ホール ※ 日立市幸町1-21-1	日立市(日い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、を、わ、か、よ、た)
	6月14日(木) 10:00~12:00		日立市(日れ、そ、つ、ね、な、ら、む、う、の、く、や、ま、け、ふ、こ、て、あ、さ)
	6月14日(木) 13:30~15:30		日立市(日き、ゆ、め、み、し、系、ひ、も、せ、す、及び健保組合事業所)
	6月15日(金) 10:00~12:00	高萩市中央公民館 ※ 高萩市高萩17-3	高萩市・北茨城市(北茨い、ろ、は、に、ほ、へ、と)
	6月15日(金) 13:30~15:30		北茨城市(上記以外)
	※日立シビックセンターにお車でお越しの場合、駐車場が有料となります。ご了承下さい。 ※高萩市中央公民館にお車でお越しの際は、公民館駐車場または周辺駐車場をご利用ください。		

詳しくは、管轄の年金事務所にお問い合わせください

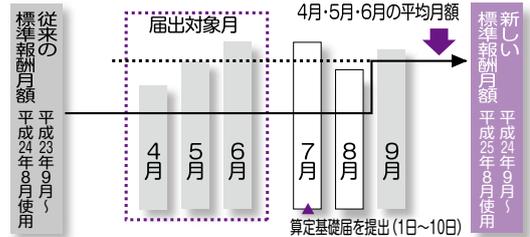
提出月は7月です 算定基礎届の提出準備はお早めに!

日本年金機構茨城事務センターから、配布される算定基礎届には、被保険者の氏名、被保険者証の番号、従前の標準報酬月額等がプリントされています。全被保険者を対象としており、確認・点検事項も多いので、算定基礎届のための準備はお早めをお願いします。



1 算定基礎届とは

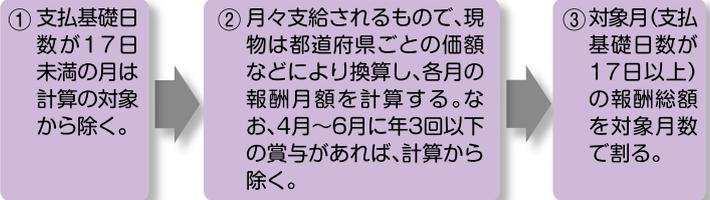
- 被保険者の実際の報酬と、標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年1回、標準報酬月額を決めなおします。これを『定時決定』といいます。
- 『定時決定』は、事業主の皆様から、全被保険者の4月・5月・6月に支払った報酬を記入した『算定基礎届』を提出いただき、これに基づいて決定されます。



※報酬の大幅な変動、または育児休業等終了によって7月から9月までのいずれかの月から標準報酬月額が随時改定される人は、定時決定の対象外です。

2 報酬の確認

- 報酬月額は、基本的には次のように確認します。
- 食事(給食・食券等)、住居(社宅・寮)等を現物で支給している場合は、現物給与として換算した金額を計上します。



3 届出の対象者

- 7月1日現在で在職しているすべての社会保険加入者です。ただし、6月1日以降に社会保険資格取得となった人は、「資格取得時決定」で翌年8月までの標準報酬月額が決まっているため、算定基礎届の対象から除かれます。

	4月	5月	6月	7月	
算定基礎届の対象となる人	5月31日以前に資格取得 → 7月1日に在職中				●5月31日までに資格取得した人で、7月1日現在在職中の人 ●7月1日以降に退職して、7月2日以降に資格喪失年月日になる人 ●休職中・欠勤中・海外出張中でも被保険者資格がある人
	(資格喪失予定者) → 資格喪失				
	休職・病休など				
算定基礎届の対象とならない人	← 資格取得				●6月1日以降に資格取得した人 ●6月30日までに退職した人(資格喪失年月日が7月1日以前)
	資格喪失				

届出方法にご注意ください

算定基礎届は、昨年より届出方法が変更になりました。①「年金事務所が指定する場所へ賃金台帳等を持参したうえでの審査による届出」と②「茨城事務センターへの郵送による届出」の届出方法に分かれます。事業所の所在地ごとに年金事務所が選別し、6月初旬に送付予定の「算定基礎届」の封筒に、①または②による届出方法のご案内が同封されますので、その方法に基づいた届出をお願いします。

算定基礎届事務講習会が開催されます

算定基礎届事務講習会が、6月に各年金事務所主催で開催されます。日時・会場等のご案内については5月に送付される「納入告知書」封筒に同封されます。

平成24年度の標準報酬月額を決定する算定基礎届を作成するうえで大切な講習会ですので、確認のうえ、事務担当者のご出席についてご配慮をお願いいたします。

詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

5月末から行う 「被扶養者資格の再確認」に ご協力をお願いします

5月末から、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者認定状況を再確認させていただきます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

1. 被扶養者資格の再確認について

再確認の対象被扶養者(※1)がいらっしゃる事業所様には、5月末から再確認に必要なリストを送付させていただきます。(社会保険労務士に委託している場合、そちらに直接届く場合があります。)

リストをご確認いただき、**就職や一定収入を超えた場合**など、被扶養者から削除すべき方がいる場合は、同封する「被扶養者調書兼異動届」に必要事項を記入し、該当する方の被保険者証を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に**協会けんぽへ提出(※2)**していただきます。(提出期限 24年7月末)

※1 被扶養者資格の再確認の対象となる方は、**次の方を除く、全ての被扶養者です。**

①4月1日時点で18歳未満の被扶養者 ②4月1日以降に被扶養者の認定を受けた被扶養者

※2 通常、「被扶養者異動届」は**年金事務所に直接提出**いただくものですが、この事業に関しては、**協会けんぽへ提出**いただきます。**ただし、国保等へ加入する場合は、早期に処理をする必要があるため、直接、年金事務所へご提出ください。**

2. 平成22年度に実施した際の効果

協会全体で**8.7万人**が扶養から削除され、高齢者医療への拠出金等として**約40億円**が削減できました。

〈削除となった主な理由〉

理由の9割以上は、『被扶養者が就職したが、被扶養者異動届を提出していなかった。』というもの。

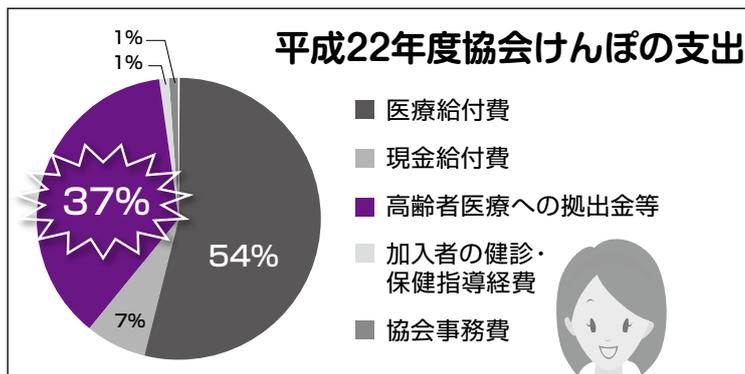
3. 被扶養者資格の再確認により、保険料率が軽減される仕組み

(1)右のグラフのように、支出の**37%**を「**高齢者医療への拠出金等**」として拠出しており、協会けんぽにとって**非常に重い負担**となっています。

また、これらの拠出金は、原則、各健康保険の**加入者(被保険者及び被扶養者)**の人数で決まります。

つまり!

被扶養者の資格を再確認して拠出金算定の基礎となる加入者数を正すことが、支出のムダを減らし、保険料率の抑制につながります。



皆さまからお預かりした健康保険料を大切に利用するため、ご協力をお願い致します。



お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル ☎ 029-303-1500 (代)

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,79.html>

平成24年度

年金相談所開設のお知らせ

日本年金機構年金事務所では、下記の各会場において年金相談窓口を開設いたします。
年金に関する請求手続き・相談等にご活用ください。

会 場	相談時間	年 金 相 談 日											
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
常陸太田市役所	午前10時～ 午後3時	2日 (水)	6日 (水)	4日 (水)	1日 (水)	5日 (水)	3日 (水)	14日 (水)	5日 (水)	9日 (水)		27日 (水)	
常陸大宮市役所	午前10時～ 午後3時		21日 (木)		16日 (木)		18日 (木)		20日 (木)		7日 (木)		
大子町役場	午前10時～ 午後2時	15日 (火)	19日 (火)	17日 (火)	21日 (火)	18日 (火)	16日 (火)	20日 (火)	18日 (火)	15日 (火)	19日 (火)	19日 (火)	
鹿嶋市商工会 本所	午前10時～ 午後2時30分	9日 (水)	13日 (水)	11日 (水)	8日 (水)	12日 (水)	10日 (水)	14日 (水)	12日 (水)	9日 (水)	13日 (水)	13日 (水)	
神栖市商工会 本所	午前10時～ 午後2時30分		27日 (水)		23日 (木)		24日 (水)		26日 (水)		27日 (水)		
神栖市商工会 波崎支所	午前10時30分～ 午後2時30分	25日 (金)		27日 (金)		28日 (金)		21日 (水)		25日 (金)		22日 (金)	
取手市商工会	午前10時～ 午後3時	10日 (木)	7日 (木)	5日 (木)	2日 (木)	6日 (木)	4日 (木)	1日 (木)	6日 (木)	10日 (木)	7日 (木)	7日 (木)	
龍ヶ崎市商工会	午前10時～ 午後3時	25日 (金)	22日 (金)	27日 (金)	24日 (金)	28日 (金)	26日 (金)	30日 (金)	21日 (金)	25日 (金)	22日 (金)	22日 (金)	
常総市商工会	午前10時～ 午後2時	10日 (木)	14日 (木)	12日 (木)	9日 (木)	13日 (木)	11日 (木)	8日 (木)	13日 (木)	10日 (木)	14日 (木)	14日 (木)	
古河商工会議所	午前10時～ 午後2時30分	16日 (水)	20日 (水)	18日 (水)	15日 (水)	19日 (水)	17日 (水)	21日 (水)	19日 (水)	16日 (水)	20日 (水)	21日 (木)	
高萩市総合 福祉センター	午前10時～ 午後2時	8日 (火)	12日 (火)	10日 (火)	14日 (火)	11日 (火)	9日 (火)	13日 (火)	11日 (火)	8日 (火)	12日 (火)	12日 (火)	

※年金相談を受けるにあたっての注意事項

- ・常陸太田市役所及び大子町役場の年金相談は予約制です。
水戸北年金事務所へお申込ください。(Tel 029-231-2282)
- ・常陸大宮市役所の年金相談は予約制で市役所年金係受付となります。
- ・鹿嶋市商工会本所、神栖市商工会本所、神栖市商工会波崎支所の年金相談は予約制です。相談日の1ヶ月前からの予約受付となります。
水戸南年金事務所へお申込ください。(Tel 029-227-3253)
- ・取手市商工会の年金相談は予約制(30名)です。
土浦年金事務所へお申込ください。(Tel 029-824-7169)
- ・龍ヶ崎市商工会の年金相談は予約制(30名)です。
土浦年金事務所へお申込ください。(Tel 029-824-7169)
- ・古河商工会議所の年金相談は予約制です。相談日の1ヶ月前からの予約受付となります。予約時に基礎年金番号をお知らせください。
下館年金事務所へお申込ください。(Tel 0296-25-0834)
- ・高萩市総合福祉センターの年金相談は予約制です。相談日の1ヶ月前からの予約受付となります。予約時に基礎年金番号をお知らせください。
日立年金事務所へお申込ください。(Tel 0294-24-2193)

社会保険協会からのお知らせ

この度、財団法人茨城県社会保険協会は公益法人制度改革に伴い平成24年4月1日付けをもって、「一般財団法人茨城県社会保険協会」と改称いたしました。

事業内容に変更はありませんので、今後とも当協会の事業にご理解を頂き、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。